



熊本県公報

号外 第 2 3 号
平成 24 年 4 月 20 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始…………… (道路保全課) 1

告 示

熊本県告示第 6 2 1 号の 2

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 24 年 4 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 4 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	辛川鹿本線	菊池市七城町蘇崎 224 番地先から 同所 219 番 7 地先まで	69.0	単道改 (舗装 新設)

2 供用を開始する期日 平成 24 年 4 月 20 日